

サービス等利用計画の作成できる事業所一覧（令和8年7月1日現在）

【区内】

※○…十分対応可能、△…専門分野ではない

	事業所名	指定特定 相談支援 事業所	指定障害児 相談支援 事業所 ※1	者：指定（更新）日 ※3	児：指定（更新）日 ※3	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	身体 障害	知的 障害	精神 障害	児童 虐待	地域移行支援 の指定	地域定着支 援の指定	介護保険 適用※2	相談支援 専門員数（名）	
1	就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	○	○	指：平成25年4月1日 （令和7年4月1日）	指：平成26年4月1日 （令和2年12月1日）	114-0024	北区西ヶ原4-51-1	03(3940)9181	03(3940)9185	○	○	△	○	△	－	－	○	3
2	障がい者相談支援センター しらゆり	○	○	指：平成25年5月1日 （令和7年5月1日）	指：平成25年5月1日 （令和7年5月1日）	115-0044	北区赤羽南1-3-1 高橋ビル4F	03(3598)6310	03(3598)6320	○	○	○	○	○	○	○	○	4
3	相談事業所わくわくかん	○	－	指：平成25年5月1日 （令和7年5月1日）	－	115-0044	北区赤羽南2-6-6 スカイブリッジビルB1階	03(3902)9996	03(3906)9997	△	○	○	△	△	○	○	－	3
4	ドリームヴィ相談支援センター	○	○	指：平成25年7月1日 （令和7年7月1日）	指：平成25年7月1日 （令和7年7月1日）	114-0034	北区上十条2-1-12 社会福祉法人ドリームヴィ内	03(6454)3777	03(3906)7753	△	○	○	○	△	－	－	－	3
5	相談支援事業所ケアネットワーク	○	－	指：平成25年9月1日 （令和7年9月1日）	－	114-0034	北区上十条3-25-18 アーバナイトハウス1階	03(5948)5180	03(5948)5181	○	○	○	△	○	○	○	－	4
6	フロイデ	○	－	指：平成25年9月1日 （令和7年9月1日）	－	114-0001	北区東十条6-5-19	03(6454)4736	03(5939)9067	○	○	○	△	△	－	－	－	2
7	ヘルパーステーション赤羽	○	○	指：平成25年9月1日 （令和7年9月1日）	指：平成25年9月1日 （令和7年9月1日）	115-0045	北区赤羽2-69-2 千秀ビル3階	03(3598)8690	03(3598)8691	○	○	○	○	○	○	○	○	1
8	コンティヌオ	○	－	指：平成26年7月1日 （令和8年7月1日）	－	114-0024	北区西ヶ原2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山1階	070(5086)2044	03(3949)3867	△	△	○	△	△	○	○	－	2
9	つみき相談室	○	○	指：平成29年8月1日 （令和5年8月1日）	指：平成29年8月1日 （令和5年8月1日）	114-0034	北区上十条1-19-6	03(5948)9554	03(5948)9558	△	△	△	○	△	－	－	－	1
10	株式会社がいごのきもち	○	○	指：平成27年5月1日 （令和3年5月1日）	指：平成27年5月1日 （令和3年5月1日）	114-0015	北区中里1-15-1 アムロセッタ駒込102	03(5834)7267	03(5539)3669	○	○	○	○	○	－	－	○	1
11	東京都北区立児童発達支援センター	○	○	指：令和8年3月1日	指：平成27年8月1日 （令和3年8月1日）	114-0002	北区王子6-7-3	03(3913)8841	03(3912)3016	△	△	△	○	△	－	－	－	3
12	北区立若葉福祉園 相談支援事業所びーす	○	－	指：平成29年10月1日 （令和5年10月1日）	－	115-0055	北区赤羽西6-9-2	03(5993)5559	03(5993)5558	△	○	△	△	△	－	－	－	2
13	北区立あすなろ福祉園 相談支援事業所フレンズ	○	－	指：平成29年10月1日 （令和5年10月1日）	－	114-0002	北区王子6-4-6	03(6903)0041	03(3913)0189	△	○	△	△	△	－	－	－	2
14	あすか山訪問看護ステーション	○	○	指：令和元年5月1日 （令和7年5月1日）	指：令和4年4月1日	115-0043	北区神谷1-13-10 Kourt K3 1階	03(5959)3121	03(5959)3151	○	○	○	○	△	－	－	○	3
15	王子神谷相談支援センター	○	○	指：令和元年5月1日 （令和7年5月1日）	指：令和元年5月1日 （令和7年5月1日）	114-0002	北区王子5-2 第2号棟117号室	03(6903)2239	03(5902)3882	○	○	○	○	○	－	－	－	2
16	アルガ相談支援室（※休止中）	○	－	指：令和5年3月1日	－	114-0023	北区滝野川7-2-1 谷端シティハイツ302	03(6753)6930	03(6905)7103						－	－	－	－
17	くるみ相談支援室	○	○	指：令和3年4月1日	指：令和3年4月1日	115-0052	北区赤羽北2-13-13	03(3909)8031	03(5963)8132	○	○	○	○	○	－	－	－	1
18	障がい者相談支援センター しらゆり王子（※休止中）	○	○	指：令和3年4月1日	指：令和3年4月1日	114-0002	北区王子1-27-15 センタービル5階	03(6903)3033	03(6903)3036	○	○	○	○	○	－	－	－	－
19	指定相談支援アットコレット王子（※休止中）	○	○	指：令和3年8月1日	指：令和3年8月1日	114-0003	北区豊島8-3-13 豊島マンション1階	03(6903)2526	03(6903)2527	○	○	○	○	○	－	－	－	－
20	障がいSOS！相談支援ツナガレ	○	○	指：令和3年12月1日	指：令和3年12月1日	114-0003	北区豊島3-7-21	050(1099)4043	050(1099)4043	○	○	○	○	○	－	－	－	2
21	福祉総合支援サービス事業所 DREAM EVO	○	○	指：令和4年4月1日	指：令和4年4月1日	115-0053	北区赤羽台4-10-7	03(5948)5575	03(5948)5574	○	○	○	○	○	－	－	－	5
22	Mama's相談支援センター	○	○	指：令和5年4月1日	指：令和5年4月1日	114-0003	北区豊島4-8-4-2	03(6823)5112	03(6822)1161	○	○	○	○	○	－	－	－	2
23	たばこま子ども発達ラボ・たばこま こころラボ	○	○	指：令和6年7月1日	指：令和5年6月1日	114-0014	北区田端4-19-5 第二アサカビル101	03(6822)0151	03(6683)5828	△	△	○	○	△	－	－	－	2
24	相談支援事業所たいよう	○	－	指：令和6年4月1日	－	114-0003	北区豊島5-3-35	03(3927)0348	03(3927)0538	△	○	△	△	△	－	－	－	1
25	みらい相談室	○	○	指：令和6年4月1日	指：令和6年4月1日	114-0003	北区豊島5-4-6-104	03(6903)3912	03(6903)3913	○	○	○	○	○	－	－	－	2
26	グリーンケア十條	○	○	指：令和6年6月1日	指：令和6年7月1日	114-0003	北区豊島7-11-6	03(6768)4529	03(6311)0756	○	○	○	○	○	－	－	－	2
27	はすぬま相談支援事業所	○	○	指：令和6年7月1日	指：令和6年7月1日	115-0045	北区赤羽1-51-3 赤銀第3ビル	03(6903)8522	03(6903)8523	○	○	○	○	○	－	－	－	2
28	ときわ相談支援事業所	○	○	指：令和7年4月1日	指：令和7年4月1日	115-0045	北区赤羽2-69-6 ベティ・ロロマ2F	050(3851)5365	050(3558)8881	○	○	○	○	○	－	－	－	1
29	相談支援事業所 ゆづき	○	○	指：令和7年4月1日	指：令和7年4月1日	114-0034	北区上十条5-16-11 JMワークスペース201	03(3908)1411		○	○	△	○	△	－	－	－	1
30	そらゆめ相談室	○	○	指：令和7年9月1日	指：令和7年9月1日	114-0034	北区上十条1-16-9 十条中央商店街会館	03(6161)7519	03(6161)7382	○	○	○	○	○	－	－	－	2
31	相談支援事業所みつれ	○	○	指：令和8年7月1日	指：令和8年7月1日	114-0021	北区岸町2-2-3 リヴィエール王子203	050(3645)4330	050(3537)4421	○	○	○	○	○	－	－	－	1

※1 児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する方は児童福祉法上の障害児相談支援の対象となるため、障害児相談支援事業所の指定が有る事業所に、障害児支援利用計画の作成を依頼する必要があります。

※2 同一敷地内でケアプラン（介護サービス計画）の作成ができる居宅介護支援事業者指定を受けている事業所です。

※3 事業所は6年毎に指定の更新手続が必要となります。